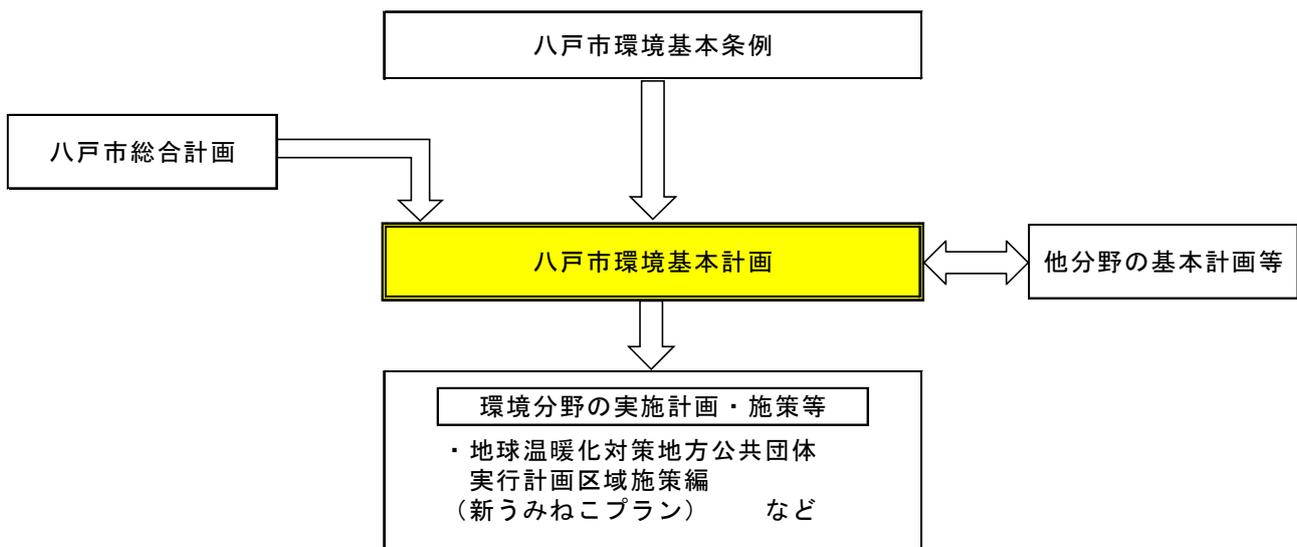


第3次八戸市環境基本計画の策定について

1 八戸市環境基本計画

(1) 計画の役割等

- ・八戸市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。
- ・八戸市総合計画における環境関連分野の施策を推進する役割を担う。
- ・環境分野に係る実施計画や施策等の基本的方針を定めるもの。



(2) 計画の変遷

	策定	計画期間（年度）				
		H17	～	H24	H25	～
1次計画	平成17年2月					
2次計画	平成25年3月 ※平成30年3月改定					

2 第3次計画の策定

(1) 背景（環境施策を取り巻く主な動向）

- ・平成27年（2015年）に貧困や飢餓、気候変動など、世界規模で深刻化する課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択。
- ・平成28年（2016年）に地球温暖化対策に関する新たな枠組みである「パリ協定」が発効。
- ・令和2年（2020年）に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言。
- ・環境分野における課題は、地球温暖化対策やプラスチックごみ・食品ロス削減など、多岐にわたっており、これらは社会・経済分野とも複雑に関わっていることから、今後は環境面のみならず、社会・経済面も考慮した、新たな視点での取り組みが求められるところ。

(2) 審議内容

環境施策を取り巻く動向等を踏まえ、第3次計画の策定にあたっては、以下についてご審議いただきたい。

- ・ 目指す環境像及びそれを具現化していくための基本目標
- ・ 基本目標に関連する環境項目ごとの市の施策方針、市民・事業者の行動指針
- ・ 基本目標の進行状況把握のための効果指標及びその目標値

【現行計画（第2次計画）の構成】

○ 目指す環境像 「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸」

基本目標	関連する環境項目	市の施策方針 市民の行動指針 事業者の行動指針	効果指標
1 自然共生社会づくり	(1) 清らかな水の保全 (2) 健全な土壌及び地盤の保全 (3) 森林・農地の保全 (4) 生物多様性の確保	資料2-2 参照	資料2-3 参照
2 快適環境社会づくり	(1) きれいな空気の保全 (2) 静穏な生活の確保 (3) 身近にふれあえる自然の保全 (4) 美しい景観の形成 (5) 文化・歴史環境の保全		
3 低炭素社会づくり	(1) 省エネルギーの推進 (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (3) 環境に配慮した都市基盤の整備		
4 循環型社会づくり	(1) 3Rの推進 (2) 廃棄物の適正処理 (3) リサイクル関連産業の振興		
5 良好な環境を支える 人・仕組みづくり	(1) 環境教育・学習の推進 (2) 環境関連情報の発信 (3) 環境配慮行動		

3 第3次計画策定に係る今後の予定（案）

第3次計画の策定について、次の日程を目安として審議を進めることとしたい。

令和4年10月28日 概要説明

12月下旬 諮問及び第1回審議

令和5年1月下旬 第2回審議

<令和5年2月中旬～3月中旬 パブリックコメント>

令和5年3月下旬 最終審議

3月下旬 答申

	令和4年			令和5年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画	素案作成			修正・反映等			策定
環境審議会	概要説明 ○ 10/28		諮問 審議	審議		審議 (最終)	答申
その他関連					建設 協議会 報告	パブリック コメント (1ヶ月)	

第2次八戸市環境基本計画における環境項目ごとの市の施策方針、市民・事業者の行動指針

(目指す環境像) 人と自然が共生する持続可能な都市八戸				
(基本目標)	(関連する環境項目)	(市の施策方針)	(市民の行動指針)	(事業者の行動指針)
1 自然共生社会づくり	(1) 清らかな水の保全	◇関連法令や公害防止協定などに基づく監視・指導 ◇下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の整備及び適正管理 ◇合併処理浄化槽の普及啓発 ◇水を汚さない生活スタイルについての普及啓発 ◇森林が持つ水源のかん養機能の維持	◇下水道や合併処理浄化槽の使用及び浄化槽の適正管理 ◇水を汚さない生活スタイルの実践 <ul style="list-style-type: none"> ・食べかすや油を流さない ・水切り袋や三角コーナーを利用して、細かいごみを取る ・シャンプーや洗剤は容器に書いてある使用量を守る 	◇水質汚濁防止に関する法令などの遵守 ◇汚水処理施設の設置及び施設の適正管理や改善
	(2) 健全な土壌及び地盤の保全	◇土壌汚染に関して、関連法令などに基づく監視・指導 ◇地下水位の監視と揚水設備の設置状況の把握	◇廃油やペンキなどの有害物質を含む廃棄物の適正処理 ◇除草剤、農薬、化学肥料などの適正使用 ◇生活排水の適正処理	◇土壌汚染防止に関する法令などの遵守 ◇土壌汚染につながる化学物質の適正管理 ◇地盤沈下防止のための地下水の適正使用

	<p>(3) 森林・農地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 除間伐などによる森林の適正管理及び活動支援 ◇ 間伐材などのバイオマス資源の利活用や地域材の利用促進 ◇ 環境保全型農業の普及促進 ◇ 農業者や農業団体から依頼された農地土壌の分析及び土壌改良の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 植林などの自然保護活動への参加 ◇ 農産物や木材の地産地消 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林の適正な管理・保全の実施 ◇ 自然保護に関する法令などの遵守 ◇ 植林などの自然保護活動への参加 ◇ 農薬や肥料などの適正使用及び使用低減などを図る環境保全型農業の実施
	<p>(4) 生物多様性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性に関する意識啓発 ◇ 野生生物の生息・生育環境の実態把握 ◇ 県や関係機関と連携したニホンジカなどの鳥獣被害防止への取組み ◇ レッドリストなどの活用による希少生物などの情報収集と適切な保護の推進 ◇ 外来生物の持込・侵入防止などの啓発や駆除など、生態系保全への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 飼育栽培している動植物の適正管理 ◇ 野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない ◇ 特定外来生物を飼育しない、拡散させない ◇ 動植物の生息・生育地に悪影響となる光を出さない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 開発などの事業活動における野生生物の生息・生育環境への配慮 ◇ 野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない ◇ 飼育栽培している動植物を自然に持ち込まない ◇ 屋外照明などの設置や使用については、周辺環境に配慮するほか、動植物の生息・生育地に悪影響となる光を出さない

<p>2 快適環境 社会づくり</p>	<p>(1)きれいな 空気の保 全</p> <p>(2)静穏な生 活の確保</p> <p>(3)身近にふ れあえる 自然の確 保</p>	<p>◇大気汚染や悪臭に関して、関連法令や 公害防止協定などに基づく監視・指導</p> <p>◇野焼きに関する指導・啓発</p> <p>◇公共交通機関の利用促進と渋滞緩和 につながる道路整備の推進</p> <p>◇エコカーの普及啓発及び公用車への 積極的な導入</p> <p>◇騒音・振動に関して、関係法令などに 基づく監視・指導</p> <p>◇航空機、鉄道などの騒音・振動を測定 し、必要に応じて関係機関に対策を要 請</p> <p>◇公共工事における低騒音・低振動型機 械の使用</p> <p>◇豊かな自然の保全と利用のバランス 作り</p> <p>◇自然とのふれあいの機会の創出</p> <p>◇都市公園や親水空間の整備の推進</p> <p>◇町内会などと連携した地域の緑化活 動の推進</p> <p>◇身近な緑の保全と創造に関する意識 づくり</p>	<p>◇野焼きをしない</p> <p>◇自家用車の利用を最小限に し、公共交通機関や自転車な どの利用</p> <p>◇自家用車を購入する際はエコ カーを選択</p> <p>◇生活騒音・振動についての近 隣への配慮</p> <p>◇庭やベランダでの家庭菜園や 植栽など、身の回りの緑を増 やす取組み</p> <p>◇地域の緑化活動への参加</p>	<p>◇大気汚染・悪臭防止に関する 法令などの遵守</p> <p>◇設備の維持管理・改善による 大気汚染物質の排出削減と悪 臭の発生防止</p> <p>◇エコカーや低公害型の重機な どの使用</p> <p>◇騒音・振動規制に関する法令 などの遵守</p> <p>◇定期的に自主測定を実施し、 防音・制振設備の導入と適正 な管理</p> <p>◇低騒音・低振動型機械の使用</p> <p>◇事業所内の敷地や壁面などの 緑化・緑のカーテンづくりの 取組み</p> <p>◇地域の緑化活動への参加・支 援</p>
-------------------------	--	--	---	---

	<p>(4)美しい景観の形成</p> <p>(5)文化・歴史環境の保全</p>	<p>◇一定規模を超える建築行為や開発行為などに制限を設け、計画的な景観づくりを推進</p> <p>◇魅力ある景観の表彰などを通じ、景観に対する市民の関心を高め、美しい景観形成を誘導</p> <p>◇公共施設などの整備において、周辺の景観との調和への配慮</p> <p>◇個人や団体のボランティア清掃活動の支援</p> <p>◇三陸復興国立公園の景観や自然環境の保全のため、海岸漂着ごみ処理の実施</p> <p>◇地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信</p> <p>◇民俗芸能や伝統芸能の保存や伝承活動の推進</p>	<p>◇住宅などを建てる際は、周辺の景観と調和への配慮</p> <p>◇全市一斉530運動や町内の清掃活動など地域の環境美化活動への参加</p> <p>◇市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動への参加</p> <p>◇地域の歴史・文化に関する学習活動への参加</p> <p>◇民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加</p>	<p>◇景観形成に関する法令などの遵守</p> <p>◇施設整備や工作物などの設置、開発行為などの際は、周辺景観との調和</p> <p>◇事業所周辺の環境美化活動の実施</p> <p>◇市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動への参加・協力</p> <p>◇地域の祭りや行事への参加・支援</p>
--	---	---	--	--

<p>3 低炭素社会づくり</p>	<p>(1)省エネルギーの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発 ◇地球温暖化防止や省エネルギーの取組みに関する啓発 ◇エコカーや高効率照明器具など省エネルギー性能が高い機器・設備の率先導入に努め、公共施設における省エネルギー化を推進 ◇省エネルギー・省資源につながる機器等の普及促進 ◇スマートムーブ推進運動への参加・職員への普及 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動 ・エコドライブの実行 <ul style="list-style-type: none"> ◇グリーン購入の実行 ◇市全域を対象とする、地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」に基づき、二酸化炭素の排出量削減に向けた取組みを推進 ◇八戸市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」に基づき、市庁の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民運動「COOL CHOICE」への参加 ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握 ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素なライフスタイルの転換 ・普段の移動や通勤時のスマートムーブ実践（公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動、エコドライブの実行） ◇照明設備や家電製品などを購入する際には、省エネラベルなどを参考に省エネルギー性能が高い製品を選択 ◇自家用車を購入する際はエコカーを選択 ◇省エネリフォームによる既存住宅の省エネルギー化や、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等による新築住宅の省エネルギー化 	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民運動「COOL CHOICE」への参加 ◇省エネルギー診断の活用と節電対策の実施 ◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◇設備の新設・更新の際、省エネルギー性能の高い設備の導入 ◇エコカーの導入促進 ◇工場廃熱の有効利用やコージェネレーションシステムなど未利用エネルギー活用率が高い設備の導入 ◇従業員の通勤手段や業務でのスマートムーブ実践 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動 ・カーシェアリングの検討 ・エコドライブの実行 ◇鉄道や海運を利用した二酸化炭素排出量の少ない物流体系への転換（モーダルシフト） ◇グリーン購入の実行
-------------------	---------------------	--	--	---

	<p>(2)再生可能エネルギーの導入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動 ◇再生可能エネルギー設備等の導入促進 ◇公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入 ◇事業者や大学などと連携し、熱エネルギーなどの未利用エネルギーの活用手法や新エネルギーの研究 ◇廃食用油の回収 	<ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器や無煙型薪・ペレットストーブなど、家庭での再生可能エネルギーの導入 ◇廃食用油の回収への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ◇再生可能エネルギーによる発電設備や熱利用設備の導入 ◇木質バイオマスエネルギーの導入 ◇廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料（BDF）事業の推進
	<p>(3)環境に配慮した都市基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成 ◇鉄道とバスが連携した公共交通ネットワークの形成や利便性の追求 ◇安全で利用しやすい港湾の整備を進めるとともに、海運輸送の利用促進に努め、モーダルシフトを推進 ◇公園や緑地の整備を進めるとともに、町内会などと連携した緑化の推進 ◇街路灯や道路照明のLED化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◇まちづくりへの積極的な参加や景観づくりへの協力 ◇公園・緑地の計画策定への参加や維持管理への協力 ◇道路に関する情報提供や維持管理への協力 ◇積極的な利用による生活交通の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ◇市街地整備の推進や景観づくりへの協力 ◇道路に関する情報提供 ◇従業員などの通勤手段の公共交通への利用転換の協力 ◇交通事業者による安全・安心な運輸サービスの提供や路線の適正化及び利便性の向上による利用促進

<p>4 循環型社会づくり</p>	<p>(1) 3 R の推進</p>	<p>市は一般廃棄物の減量、廃棄物の適正処理について、市民・事業者と連携し 3 R を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇広報活動の充実 ◇事業者への指導・啓発 ◇市庁舎におけるごみ減量や資源物の分別の徹底 ◇市が行う工事や物品の調達において、リサイクル認定製品を優先 	<p>市民はごみの排出抑制に努め、ごみの分別によるごみ減量やリサイクルの取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出 ◇3 R の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの削減に向けて 3 つの「きる」を実践（食材は使い「きる」、料理は食べ「きる」、水気を「きる」） ・刈り取った草は、乾燥させてかさを減らしてからごみに出す ・生ごみの自家処理を検討する（コンポストや生ごみ処理機の利用） ・過剰な包装や袋は断る ・買い物にはマイバッグを持参する ・必要なものを必要な分だけ購入する ・詰め替え可能な商品を購入する ・子ども会や町内会などの集団回収や、スーパー等の店頭回収を利用する 	<p>事業者は事業活動により発生するごみ排出の減量と再資源化に努め、市民に対するごみ減量やリサイクルにつながる取組みを推進する。</p> <p>《事業者全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇3 R の推進に関する法令などを遵守 ◇各業界における 3 R に関する自主的活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動で発生するごみ排出状況の把握 ・簡易包装などにより、廃棄物のリデュース ・リユース・リサイクルしやすい製品の開発・製造 ・事業活動で発生する生ごみや古紙、枝木などのリサイクル ・ごみの減量やリサイクルなど 3 R に関する従業員への啓発
-------------------	--------------------	--	--	---

				<p>《排出事業者》</p> <ul style="list-style-type: none">◇一般廃棄物と産業廃棄物の区分による適正処理◇市のルールに従った適正な分別・排出◇繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用◇ごみ減量計画の作成などごみの減量・資源化への積極的な取り組み◇資源ごみのリサイクルの徹底 <p>《販売事業者》</p> <ul style="list-style-type: none">◇マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施◇詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売の推進◇ばら売りや量り売り商品の販売の推進◇容器包装廃棄物の店頭回収の実施
--	--	--	--	---

	<p>(2) 廃棄物の適正処理</p> <p>(3) リサイクル関連産業の振興</p>	<p>◇ 廃棄物処理体制の適正運用</p> <p>◇ 廃棄物の不適正処理防止に関する啓発</p> <p>◇ 市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組みを推進</p> <p>◇ PCB 廃棄物の適正な保管・処分に向けた指導・啓発</p> <p>◇ 使用済み自動車の再資源化等に関する許可業者の監視・指導</p> <p>◇ リサイクル産業の周知</p> <p>◇ リサイクル製品の購入や使用</p> <p>◇ リサイクル産業への参入や研究開発などへの支援</p>	<p>◇ 市のルールに従った適正なごみの分別・排出</p> <p>◇ 廃棄物の不法投棄等に関する通報</p> <p>◇ リサイクル産業への関心と理解</p> <p>◇ リサイクル製品の購入や使用</p>	<p>◇ 市のルールに従った適正なごみの分別・排出</p> <p>◇ 廃棄物処理法など関係法令の遵守による廃棄物の適正処理</p> <p>◇ PCB 廃棄物の適正な保管・処分</p> <p>◇ リサイクル製品の購入や使用</p> <p>◇ 廃棄物の有効活用など、事業化に向けた研究開発</p>
<p>5 良好な環境を支える人・仕組みづくり</p>	<p>(1) 環境教育・学習の推進</p>	<p>◇ 環境教育・学習活動の機会や場の提供</p> <p>◇ 地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施</p> <p>◇ 地域の環境教育・学習活動を担う人材の発掘・育成</p>	<p>◇ 環境教育・学習活動への参加</p> <p>◇ 環境教育・学習活動で学んだことの家庭内での共有と実践</p>	<p>◇ 事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組みを活用した地域の児童・生徒等に対する環境教育・学習機会の提供</p> <p>◇ 事業所における環境保全活動を担う人材の育成</p>

	<p>(2)環境関連情報の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の環境に関する最新情報の収集・提供 ◇環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供 ◇参加者が体験を通じて情報収集できる機会の提供 ◇ホームページ、新聞、広報などを活用した情報発信 ◇NPOや他行政機関との連携 ◇環境施策の年次報告書「八戸の環境」概要版を発行し、環境教育等への活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ホームページ、新聞、広報などを活用した情報収集 ◇環境についてのイベント等に参加し環境意識を向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ホームページ、新聞、広報などを活用した情報収集 ◇自社の環境活動をホームページ等で公表
	<p>(3)環境配慮行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業者や市民の環境配慮行動を促進するための仕組みの普及啓発 ◇入札などにおいて、環境に配慮した事業活動を行っている企業を評価する仕組みを推進 ◇公共施設における省エネルギー診断の実施などにより、同診断の普及啓発 ◇地球温暖化防止や省エネルギーの取組みに関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握 ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境マネジメントシステムの導入 ◇省エネルギー診断の活用と節電対策の実施 ◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◇設備の新設・更新の際、省エネルギー性能の高い設備の導入